

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【治水】 災害の発生の防止又は軽減に関する事項（政令第10条 第1号）</p>	<p>過去の災害の発生状況、気象、地形、地質、開発状況</p>	<p>河川整備はまだ未整備とのことで、これからどんどん整備状況を上げていくことになると思うが、現状では治水安全性が空間的に強弱を持っていると認識してもよろしいのか。つまり、現状で、信濃川で一番治水安全性が低いところはどこであるとか、どこでは氾濫は起こりそうにないとか、そういったことが大きなインパクトを持った情報として出てくると思うが、そのようなことはないと言うのか、それとも現状では強弱がついているということなのか。</p>
		<p>ソフト対策は、人命は助けられても財産は助けられない。基本方針で決められているところでは、ハード対策もしっかりやるべき。</p>
		<p>自然環境や景観に配慮した河川整備が非常に重要と思っている。しかし、水防管理者（長岡市）の立場からは治水が一番にくる。長岡市は5年前の7.13水害を経験した中で、住民の意見としても、治水に力を入れてほしいということがある。自然環境や景観に配慮するのは当然必要だろうが、やはり治水というものを第一に置いて整備計画を策定していただきたい。</p>
		<p>環境と開発というのが、河川整備計画の中で大変重要なことになってくるとしている。しかし、環境と開発が相対するものではなくて、持続可能な開発という言い方もされている中で、環境にどのようにかかわっていくのか、人間以外の生物、そういったものとの共存も考えていかなければならない。</p>
		<p>ゲリラ的な降雨に対して、水田の洪水調節機能を利用し、流出量の時間的な調整を図ることが考えられないか。</p>
		<p>整備計画における当面の治水方針としては、主として大河津分水の河道改修となり、それを軸として現実的に対応していかなければ予算的にも余裕がないのでないか。</p>
		<p>内水問題について考えなければならない。</p>
		<p>（河道内の樹木が）洪水の障害となるということを考えれば、ある程度伐採しなければいけないが、洪水になりそうなときに溢れさせて、そこで遊ばせる。そのことでそこに住んでいる動植物は被害を受け、絶滅するものもあるかもしれない。しかし、ある程度の攪乱は生物多様性という観点から見れば、全く攪乱がない状態より、ある程度あったほうがよいということもあるので、河畔林、溪畔林は大切に、そこで治水上の役目を果たさせるような計画、堤防万能ではないような計画を積極的に盛り込むことも必要ではないかと思う。</p>
<p>住民のアンケートでも、災害がなく安全なことが一番求められており、治水対策は非常に重要であるが、その治水対策を考えたときに、気候変動が激しくなっていており、集中豪雨や過去にない激しい変動が加わって、降雨がマキシマムに至った場合に対応できるか、といったところが治水で一番大きく求められる。</p>		

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【治水】 災害の発生防止又は軽減に関する事項(政令第10条 第1号)</p>	<p>過去の災害の発生状況、気象、地形、地質、開発状況</p>	<p>治水に関し、地球温暖化適応策検討小委員会の中問答申を整備計画でどのように取り扱うのか。</p>
		<p>説明の中で、気候変化、地球温暖化の対応が整理されていたが、国などの広い高い見地に立ったときには、このような概念で整理し、そのための対応策が必要であるということでは理解できる。しかしながら、各地域の人々といった見地から対応策を考える場合には、集中豪雨の発生頻度などのデータをきちんと整理し、問題が生じることを明確にした上で、説得力のある合理的な対応策を考えていく必要がある。</p>
		<p>H16.7.13出水等の被災経験を特に中流部の特徴として生かしていく必要がある。</p>
		<p>ゲリラ豪雨による被害を受けるのは都市河川であり、柿川等信濃川に注いでいる様々な都市河川に着目して考えなければならない。</p>
		<p>洪水予報等について、どのように住民に伝達するか非常に大きな問題。</p>
		<p>看板(にあるQRコード)などで情報を取るのも大切である。「道の駅」があるように、カーヌーやラフティングといったボートの上げ下ろしに利用できる「川の駅」のようなものが全国にあると聞いているが、信濃川流域では今後、レクリエーションとして川を利用するためのステーションのような構想はあるのか。</p>
		<p>河川情報について、行政間の情報伝達と一般の方への情報伝達があると思うが、資料-1(2)で、60mm、80mm降ったら、事務所長が市町村の長に対して情報ホットラインを設けたというのは非常に大きな進歩であり、5年前の水害のときは、そういったものはなく一方的な情報伝達であったと思うので、それが大きく改善されたというのは非常によいと思う。</p>
		<p>インターネットで映像配信を行っているようだが、インターネットは受動型のメディアであって、アクセスしなければ見られないため、テレビ、ラジオ、地域のメディアなどの、能動型のメディアによって、そういった情報を流せるよう、何か努力されたかどうか、お聞きしたい。</p>
<p>7.13水害の時は行政の情報もいただいたが、地元の方が今自分の家の前の川がどうかという情報を、リアルタイムに電話でいただいた。それだけでは不正確な情報もあるので、地図を追いながら、関係行政に問い合わせ、事実を確認しながら(情報を)流したという経験がある。これが一番役に立つ情報で、例えば河川だけではなく道路、高架橋の下とか、もうこのくらいだと車が埋まってしまうといった、自分たちの目で見えた情報をリスナーからいただく。またリスナーズクラブというのがあり、そういった方たちを機動して情報収集したという経験もある。コミュニティーFMというのは非常にネットワークもよいので、使えるかなと思う。</p>		

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
<p>【治水】 災害の発生防止又は軽減に関する事項(政令第10条 第1号)</p>	<p>過去の災害の発生状況、気象、地形、地質、開発状況</p>	<p>もう一つの方法として、今はだれもが持っている携帯電話を活用する。新たなシステムも考えていると思うが、既存のネットワークシステムに載ることが一番大事だと思う。今圧倒的に強いネットワークは、親たちの防犯関連のネットワーク、これがきちんと構築されている。各市町村でも構築されているところは多くなってきていると思う。この情報は非常に早く、レスポンスも良いので、そういった既存の仕組みと一緒にやっていくことを考えたほうが、リーズナブルであるし、ネットワークを広げる上では非常に大切ではないかと思う。</p> <p>大規模な洪水被害だけでなく、ゲリラ的豪雨で生じる急激な河川の増水による被害があることをどのように周知していくのか。 また何らかの対策を講じているのか。</p> <p>洪水管理と渇水や発電取水による減水区間等の低水管理のバランス調整を取ることが非常に重要な視点となる。 そのため、流水を貯留し必要なときに流す機能を信濃川全域の中でどこに開発すれば、調整がきくようになるのか、地球温暖化による気候変動も踏まえ、できるだけ調整機能を開発し、ある程度コントロールできるような力を持つということが重要な視点。</p>
<p>利水及び正常流量に関するご意見</p>		<p>大きな意味の環境を考える場合、JRの取水問題のような、水をどのように利用していくかということに関して、住民の関心が高い。</p> <p>オールオアナッシングではなく、バランスをとり、どこで調和させるかということが非常に重要なポイントになると思う。自治体、住民からも、減水区間の解消という意見が出ているが、減水区間があるために、その地域で具体的にどういう問題が起きていて、それを回避したいということが資料から読み取れない。当然その地域の方々にとって、どうしても解決したい問題だということがはっきりあると思うので、そういう問題をきちんと押さえて、それとバランスのとれた解は一体どこにあるのかということを考える必要があるのではないかと。何もかもすべてうまくいくという答えは出ないと思うので、お互いにバランスがとれるところをきちんと考えていく必要があるのではないかと。</p> <p>実際に水位をはかると1日のうちで約1m近くの水位の上下があり、利水の面で非常に困っている。中越地震後の平成17年、18年は、JRの小千谷発電所が運転していなかったため、利水への影響はなかったが、最近では影響が大きいと、宮中ダムでの維持流量の問題等も踏まえた中で検討いただきたい。</p> <p>地球温暖化による流出形態の変化により、水利用形態が大きく変わる可能性があり、そのことについて考えた方がよいのではないかと。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
利水及び正常流量に関するご意見		<p>ミニ水力等新しい水利用の仕方も視野に入れつつ、今後発生する可能性のある問題も含めて計画していくことが重要。</p> <p>利水の面で不安がある場合は、植林等、ダムに抛らないバッファについて議論を進めていく必要があると思う。</p> <p>治水対策に加え、住民が安全・安心な河川利用ができるような諸対策を河川整備計画に盛り込む必要がある。</p>
<p>【環境】 河川環境の整備と保全に関する事項(政令第10条 第3号)</p>	<p>流水の占用、舟運、漁業、観光、清潔の保持、塩害防止、河口閉塞防止、河川管理施設保護、地下水維持</p>	<p>各流域の景観をしっかりと押さえ、そしてその景観をつくり出している河畔林や動植物と行った環境要素、それらをしっかり整備計画の中に書き込んでいただきたい。そうでないと、河畔林の保護は大事としても、一方では治水上河畔林を伐採しなければならないことが起きてくる。</p> <p>基本方針の中で景観という言葉が見えてこない。上・中・下流の3部会が、全体としてどのような物語性を持ち、一方で景観がそれぞれ異なっているということを整備計画に入れるべきではないか。</p> <p>資料 - 2で「魚のとれる川にしてほしい」、「豊かな環境」といった意見が出ているが、信濃川の生き物は、当然本川だけではなく、それにつながる自然、細流などの幅広い中で本川の豊かな環境があるのだと思う。大変難しいと思うが、本川だけではなく、もう少し広がりのある中でいろいろ考えていくと、景観についてもその住民につながっていく可能性があるのかと思う。</p> <p>自然景観と人工的につくるデザインというものの両方で、全体の景観はできていく。</p> <p>景観には自然景観と、人工の景観があり、資料 - 1(9)にある大河津分水路の堰の景観に関しては、これは大きい(構造物である)ことから、委員会をつくって議論がなされていると思う。と同時に、資料 - 1(1)に観測所が出てきているが、こういったものにも少しデザインという概念を入れていただきたい。こういったものは意外に目立つ。</p> <p>家庭などから出る下水道の処理は非常にレベルが上がってきていると聞いているが、農業排水に関しては甘いということも聞いている。我が県は農業県でもあり、水質改善をもっと進める上では、関係機関ときちんと連携をとっていくことも大事なのではないか。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
【環境】 河川環境の整備と保全に関する事項(政令第10条 第3号)	流水の清潔の保持、景観、動植物の生息・生育状況、人と河川の豊かな触れあいの確保	<p>景観と密接な関係のある植物群の中に絶滅危惧種が多数ある。絶滅危惧種は自然豊かな川辺の景観を創設するものだと思っている。タコノアシやミクリは新潟県または全国的にも非常に重要な植物であり、絶滅危惧種となっている。</p> <p>川の攪乱というのは確かに必要であり、必然的に起こり得る現象である。ただ、攪乱が起きると外来種が異常に多発するというデメリットがある。資料-2の住民からの意見で、「外来種の駆除が必要」とあるが、外来種の駆除というのはどのようなことをやっているのか。また、駆除はできると思っているのか。駆除は非常に面倒だと思う。例えば五辺の水辺では浮水植物であるキシウスズメノヒエを重機で大量に根こそぎ取って揚げたが、腐って悪臭が生じた。</p>
維持管理		<p>治水とは、河川改修などで流下能力を高めるものと、それとあわせて維持管理をしっかりやっていくことが流下能力の維持、確保につながることから、維持管理についても、治水ということで考えてよいのではないか。</p> <p>堤防に桜を植えることはどこの行政でもやっているが、植えっぱなしが多い。大河津分水の桜は、昨年の9月の段階で桜の葉が全部落ちていた。休眠物質というのは葉でつくられ、秋になると葉から全体に行き渡ってスムーズな休眠に入るが、9月の段階で葉が落ちるとスムーズな休眠に入れない。桜にとっては大打撃である。大河津分水右岸側の桜は、延々と葉が落ちており、健全な木はなかった。植えっ放しではなく、最小限手だてをしてやるのが非常に必要と思っている。</p> <p>ゴミの不法投棄があるとの話があったが、整備計画に取り入れるというよりも、永遠のテーマであると思う。ただ、非常に処理量が多いとか、処理にかかる経費が大変多いとなると、無視できる問題ではないと思う。今はみんなの目が届かないところに棄てているので、この整備計画の中できちっと住民の目が川に行くようにもっていければ、人が見ているところには棄てにくいので、解決策につながるのかなと思う。</p> <p>景観を創出する川辺の樹木を、むやみに伐採することに反対する。川辺の樹木林は、水域と陸域の混在している自然豊かな地域である。そして水が作り出した自然の強い樹林のはずである。洪水になって生活を脅かすという場所であれば伐採もやむを得ないと思うが、この意見にある伐採とは小出駅裏の伐採なのか、どこなのか。</p> <p>豪雪に対する対応について、(河川整備計画に)具体的に記述していただきたい。</p>
河川整備計画全般		<p>信濃川中流域水環境改善検討協議会も行われると聞いているが、信濃川中流に住んでいる人たちの気持ちを反映させた河川整備計画をつくっていただけたいのではないかとと思っている。</p>

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
河川整備計画全般		意見の中に「外来種の駆除が必要」とか、「ゴミの不法投棄対策が必要」との意見が出ているが、これらは、河川整備計画を策定するからといって、こういった問題が起こるといった性格のものでもないと思われるので、意見として出てきたというのはわかるが、整備計画とどのような関連があるのか、よく考えた上で、意見、対応の取捨選択も考える必要があるのではないか。
		この中流域の整備計画を策定するときに、エリア別に分ける必要もあるのではないか。地域のニーズは多様化していると思う。当然すべての意見は聞けないので、例えば魚沼市はどのようなものを求めるか、長岡市は何を求めるかというものを、最低限の安全を担保した上に、各地域の1つぐらいは何か要望を聞いて、テーマをつくって整備してあげることも大事ではないか。
		住民、自治体、学識者の意見も含めて多様なものが出ており、この内容をすべて解決する河川整備計画をつくるのは相当困難だと思う。この中で何が優先度が高く、重要かとの位置づけを明確にし、予算の関係も当然あることから、第1段階、第2段階、第3段階とある年次を追いながら、重要なことからきちんとやっていく。また、いろいろな地域から意見が出ているが、その全部の地域を満たしながら、ばらばらにやっていくのは決して効率的な方法ではないので、ある程度集中的に、全体を包括的に見ながらきちんと計画を立てて進めていく、そういう対応を考えていくことが必要ではないか。
		最近の災害をみると、直轄管理区間でなく、県管理区間や都市河川で発生頻度が大きくなっている。そのような背景の中で、どのように関係機関と連携して安全を確保するかという視点も必要。
		整備計画での動植物の保護に関する部分に、「絶滅危惧種」という言葉を入れてほしい。帰化植物の駆除が必要とか、自然豊かな環境を望むといった住民の意見が懇談会で出ている中で、ぜひ、絶滅危惧種という言葉を使っていたきたい。
		環境と利水をあわせて考えると、利水という言葉が余り適切ではないのではないか。川が持っている環境全体の利用という観点で川をとらえる必要があるように思う。水を利用するだけでなく、川という環境そのものを私たちが親しんだり楽しんだり、いろいろ利用することから、利水にかわる良い言葉を今後考えていく必要があるのではないか。
		信濃川は大変すばらしい川で、その周辺の流域の住民の方たちは、信濃川とともに生まれ育ち、生きてきたという歴史がある。そういった意味で周辺の小学校などで、信濃川の歴史的な意義や、自分たちのまちをつくり上げてきた物理的な要素などを周辺の子供たちに教えることが大変必要だと思う。
		上・中・下流域の住民と川の関係を経史的にも正確に分析・把握し、それを新しい時代の川づくりにどう反映するかという点について、ぜひとも作り上げてもらいたい。そのためにも、地域住民の意見を正確に把握してもらいたい。

分 類	留意事項 (総合的に考慮すべき事項、政令第10条より)	意 見
河川整備計画全般		<p>大河津分水でのおいらん道中も川との関わりの中で取り上げられないか</p> <p>こういった会議に参加すると、必ずツツガムシ病のことが俎上に挙がっており、市民が非常にツツガムシの心配をしていることがよくわかるが、ツツガムシ病の発生状況を把握しているか。</p> <p>住民意見で「広報に関していろいろ工夫してほしい」という話が出ているが、自治体からはそのような意見が出ていない。その辺の温度差を考えると、自治体へは、いろいろな広報をしようと材料をつくって出しているけれども、住民のほうでは必ずしもそれを十分に理解していないというギャップがあるような感じもする。そういった意味では、適切な広報をきちんと行って、広く地域の住民の方々にも理解していただき、計画を進めることはとても重要なことである。コミュニケーションギャップが発生しないように工夫していただきたい。</p> <p>支川上流の山地で発生した土砂は支川を通じて流出し、河口域で様々な影響を及ぼしている。例えば、大河津分水路改修により、土砂の挙動がどのように変化するのか予測するという点も（河川整備計画に）追加するべき。</p>